

### 細目別評定点採点表

起工番号	
工事名：	○△土木工事

考査項目	細 別	①主任監督員	②総括監督員	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	① 施工体制一般	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.3点	4.5%
	② 配置技術者	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 4.1点	4.5%
2. 施工状況	① 施工管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点 / 13.0点	14.5%
	② 工程管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		6.1点 / 8.1点	9.4%
	③ 安全対策	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		6.2点 / 8.8点	9.5%
	④ 対外関係	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.7点	4.5%
3. 出来形及び出来ばえ	① 出来形	(0.0) × 0.4 + 2.8 = 2.8点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.3点 / 14.9点	14.3%
	② 品質	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点 / 17.4点	14.5%
	③ 出来ばえ			(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	6.5点 / 8.5点	10.0%
4. 工事特性	① 施工条件等への対応		(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		3.3点 / 7.3点	5.1%
5. 創意工夫	① 創意工夫	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 5.7点	4.5%
6. 社会性等	① 地域への貢献等		(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		3.2点 / 5.2点	4.9%
小計					65点 / 100点	
7. 法令遵守等			(0) × 1.0 = 0.0点		0.0点	
(0.0) (0.0) (0.0) 総評定点					65点 / 100点	

判 定	C
-----	---

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合に、『不履行』を選択し減点する。（減点方法は別に定める。）

工事成績判定	A	B	C	D	E	
	90点以上	75点以上90点未満	60点以上75点未満	45点以上60点未満	E1	40点以上45点未満
	優れている	やや優れている	普通である	やや劣る	E2	40点未満
					劣る	

検査員	総括監督員	主任監督員

## 工 事 成 績 評 定 書

(工事担当課) 課長 様

検査員氏名

工事担当課		起工番号			
工 事 名	○△土木工事			工事場所	
受 注 者				請負金額	
現場代理人				主任技術者	
契 約 工 期	自	令和 年 月 日		完成年月日	令和 年 月 日
	至	令和 年 月 日		検査年月日	令和 年 月 日
主任監督員氏名				総括監督員氏名	

考 査 項 目		① 主 任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0													
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																		
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																			
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0					+ 65.0								
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点								
7. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点								
総評定点 7+(B) ※5		65 点																		

- ※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。
- ※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※3 各考查項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。
- ※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。
- ※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

## 工 事 成 績 評 定 書

検査員

様

総括監督員

主任監督員

工事担当課		起工番号																		
工事名	○△土木工事				工事場所															
受注者					請負金額															
現場代理人					主任技術者															
契約工期	自	令和 年 月 日			完成年月日	令和 年 月 日														
	至	令和 年 月 日			検査年月日	令和 年 月 日														
主任監督員氏名					総括監督員氏名															
考 査 項 目		① 主任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10														
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5														
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5														
	③出来ばえ																			
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0													
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																		
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																			
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0													
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点													
7. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点								
総評定点 7+(B) ※5		39 点																		

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各検査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

## 工 事 成 績 評 定 書

契約管理課長 様

(工事担当課長)

検査員氏名

工事担当課		起工番号																		
工 事 名	○△土木工事				工事場所															
受 注 者					請負金額															
現場代理人					主任技術者															
契 約 工 期	自	令和 年 月 日			完成年月日	令和 年 月 日														
	至	令和 年 月 日			検査年月日	令和 年 月 日														
主任監督員氏名					総括監督員氏名															
考 査 項 目		① 主 任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0													
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																		
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)																			
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 65.0					+ 65.0					+ 65.0								
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 26.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点								
7. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点								
総評定点 7+(B) ※5		65 点																		

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各考査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。



主任監督員評定

1. 施工体制 — I. 施工体制一般

【評価項目】

- a. 施工体制が適切である。
- b. 施工体制がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工体制がやや不適切である。
- e. 施工体制が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 建設業退職金共済制度（建退共）適用事業主工事現場の標識が現場において適切に掲示されている。
- 2. 施工体制台帳、施工体系図が適時、適切に整備され、施工体制台帳の現場保管及び施工体系図の現場掲示がなされている。
- 3. 建設業許可票、労災保険関係成立票が現場に掲示されている。
- 4. 施工計画書を、工事着手前に提出している。
- 5. 施工計画及び施工中にて、工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
- 6. 緊急指示、事故、災害等に対する対応が速やかである。
- 7. 施工体制に関して指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 8. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）  
 判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
 評価値が80%～90%未満 . . . . . b  
 評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工体制一般に関して、監督員が文書で改善指示を行った。  
上記に該当すれば……… d
- 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

Ⅰ. 施工体制 — Ⅱ. 配置技術者

【評価項目】

- a. 配置技術者として適切である。
- b. 配置技術者としてほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 配置技術者としてやや不適切である。
- e. 配置技術者として不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 現場代理人が工事現場に常駐し、工事全体の把握ができています。
- 2. 現場代理人は契約書、設計図書に定める通知、協議、提出等を書面で行っている。
- 3. 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- 4. 作業に必要な作業主任者を選任、配置し、現場掲示を行っている。
- 5. 作業に必要な専門技術者を選任し配置している。
- 6. 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
- 7. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と書面で協議するなどの必要な対応を行っている
- 8. 書類を仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
- 9. 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
- 10. 配置技術者に関して指摘事項がなかった、または指摘事項があったが速やかに改善された。
- 11. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 配置技術者に関して、監督員が文書で改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば……… d
- 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  
                  上記に該当すれば……… e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 施工管理が適切である。
- b. 施工管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工管理がやや不適切である。
- e. 施工管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査結果について、監督員の確認を受けている。
- 2. 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
- 3. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- 4. 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
- 5. 工事材料及び使用機器類の品質に影響が無いよう保管している。
- 6. 材料の品質証明書及び写真等を整理している。
- 7. 工事記録（打合せ簿、立会願を含む）の整備が適時、的確になされている。
- 8. 現場内での整理整頓が日常的になされている。
- 9. 施工管理に関して指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 10. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%～90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば……… d
- 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  
                  上記に該当すれば……… e

評価：



主任監督員評定

2. 施工状況 — II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が適切である。
- b. 工程管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
- 2. 休日・代休の確保を行っている。
- 3. 計画工程以外の時間外作業が少なく、工期前に完成した。
- 4. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、工程の遅れが無い。
- 5. 現場条件の変化に対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- 6. 適切な工程管理を行い、工期内に工事完成図書を提出した
- 7. 工程管理に関して指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 8. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば……… d
- 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  
                  上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が適切である。
- b. 安全対策がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 労働安全衛生法に定められた安全点検、安全教育等を実施し、労働災害防止に努めており、記録が整備されている。
- 2. 過積載防止に取り組んでいる。
- 3. 使用機械、車両等の作業前点検整備等がなされ管理している。
- 4. 仮設工（山留め、足場、支保工等）の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
- 5. 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
- 6. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- 7. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- 8. 安全対策において指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された
- 9. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
- 安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば……… d
- 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  
                  上記に該当すれば……… e

評価 :

主任監督員評定

2. 施工状況 — IV. 対外関係

【評価項目】

- a. 対外関係が適切である。
- b. 対外関係がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 対外関係がやや不適切である。
- e. 対外関係が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 工事施工にあたり、関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 2. 工事施工にあたり、地元（入居者、施設管理者を含む）との調整を行った事実が確認できる。
- 3. 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
- 4. 積極的に環境・騒音・安全対策等を実施し、第三者からの苦情が無い。または、苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルが少なかった。
- 5. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかりやすく周知している。
- 6. 対外関係において指摘事項がなかった、または指適事項があったが速やかに改善された。
- 7. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば……… d
- 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  
                  上記に該当すれば……… e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【土木工事】

【評価項目】

- a. 出来形が優れている。
- b. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
- 2. 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
- 3. 出来形管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 5. 当該工事に必要な「出来形管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。
- 6. 出来形の形状、寸法の実測値が設計値に対して許容範囲である。
- 7. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。  
                  上記に該当すれば..... e

評価：

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【土木工事】

【評価項目】

- a. 品質が優れている。
- b. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 品質管理基準に基づき、品質試験項目、規格値、試験基準等管理体系を整理し施工されている。
- 2. 不可視部分の品質に関する写真記録が適正である。
- 3. 品質管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 4. 品質が試験基準及び規格値を満足している。
- 5. 品質証明に関する書類が正確に整理されている。
- 6. 写真管理基準の通り、品質試験の経過、結果の写真が適切に整理されている。
- 7. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。  
                  上記に該当すれば..... e

評価 :

## 主任監督員評定

### 5. 創意工夫 — I. 創意工夫

- 準備・後片づけ関係
  - 1. 測量・位置出しにおける工夫
  - 2. 現地調査方法の工夫
  - 3. その他
  
- 施工体制
  - 4. 建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明するとともに、共済証紙の配布が共済証紙受払簿等により適切に行われるなど、事業主を除く作業員全員の退職金制度が適切であることが確認できる。
  
- 施工関係
  - 5. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整の工夫
  - 6. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫、または工事加工製品を活用した副産物及び廃棄物減少の工夫
  - 7. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
  - 8. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫
  - 9. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫
  - 10. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫
  - 11. 照明・視界確保等の工夫
  - 12. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画、施工の工夫
  - 13. 運搬車両・施工機械等の工夫
  - 14. 支保工、型枠工、足場工及び仮棧橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫
  - 15. その他
  
- 施工管理関係
  - 16. 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に係る工夫
  - 17. 施工計画書及び写真管理等の工夫（デジタル写真ソフトの活用等）
  - 18. 出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫
  - 19. C A D、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用
  - 20. C A L Sを活用した施工管理の工夫
  - 21. 施工管理及び品質向上等の工夫
  - 22. その他
  
- 品質関係
  - 23. 集計ソフト等の活用と工夫
  - 24. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫
  - 25. コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等）
  - 26. 鉄筋、P Cケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫
  - 27. 配筋、溶接作業等に関する工夫
  - 28. その他
  
- 安全衛生関係
  - 29. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
  - 30. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫
  - 31. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫
  - 32. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
  
- 33. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫
- 34. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫
- 35. ごみの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
- 36. その他

●その他

※加点対象は受注者から新技術活用を提案した場合のみとし、下記の2項目での加点は最大4点とする。発注者が指定した活用及び総合評価における技術提案による場合は加点措置を行わないものとする。

- 37. NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術を活用している。
- 38. NETIS登録技術のうち、『有用とされる技術』を活用している。(2点)  
『有用とされる技術』とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。
- 39. その他

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つし点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※5. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

※6. 本評価に当たっては、受注者から「創意工夫・社会性等に関する実施状況」(別紙5)が提出された場合、これを適切に評価し、反映させるものとする。ただし、施工体制については別紙5の提出に拘らず、関係書類を確認して評価する。

【創意工夫の詳細評価】

評点： 点

総括監督員評定

2. 施工状況 — II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が優れている。
- b. 工程管理が良好である。
- c. 工程管理が適切である。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 現場または施工条件の変更等による工期的な制約がある中で工事を完成させた。
- 2. 隣接または同一現場の他工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工期内に工事を完成させた。
- 3. 近隣住民（入居者・施設管理者を含む）との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工期内に工事を完成させた。
- 4. 工程管理に係る積極的な姿勢が見られた。
- 5. 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い工事を完成させた。
- 6. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われている。
- 7. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）

判断基準

評価値が90%以上	.....	a
評価値が80%～90%未満	.....	b
評価値が60%～80%未満	.....	c
評価値が60%未満	.....	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

【マイナス要因】

- 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。  
上記に該当すれば..... d
- 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。  
上記に該当すれば..... e

評価：



総括監督員評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が優れている
- b. 安全対策がやや優れている
- c. 安全対策が適切である。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 建設労働災害、公衆災害防止への努力を継続的に行っている。
- 2. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
- 3. 安全衛生管理活動が活発である。
- 4. 安全管理に関する創意工夫に取り組んでいる。
- 5. 安全協議会活動に取り組んでいる。
- 6. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が60%~80%未満 . . . . . c  
                  評価値が60%未満 . . . . . d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全管理に関する現場管理または、防災体制が不適切であり文書により改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば……… d
- 工事関係者（市監督員を含む）事故または公衆災害が発生したが、軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった。（指名停止基準において不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）  
                  上記に該当すれば……… e

評価：

● 都市部等の作業環境、社会条件等への対応  
内容

- 1. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
  - ① 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
  - ② 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。
  - ③ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき工法変更を行った工事。
- 2. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
  - ① ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
  - ② 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。
  - ③ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。
  - ④ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
- 3. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
  - ① 市街地での夜間工事。
  - ② 商業地域または近隣商業地域での工事。
- 4. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
  - ① 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。
  - ② 供用している道路トンネルの路上工事で、交通規制が必要な工事。
  - ③ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
- 5. 緊急時の対応が特に必要な工事
  - ① 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。
- 6. その他
  - ① 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
  - ② 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上又は以下での工事。
  - ③ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
  - ④ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。

※上記の事項1～6に1つレ点が付けば6点の加点とし、最大10点とする。

● 厳しい自然・地盤条件への対応  
内容

- 7. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
  - ① 地すべり防止区域等の軟弱地盤や土質条件が厳しい工事。
  - ② 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。
  - ③ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。
  - ④ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
- 8. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
  - ① 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。
  - ② 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいいため作業構台等を設置した工事。

- 9. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
  - ①急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。
  - ②斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。
  - ③土石流危険渓流に指定された区域内における工事。
  
- 10. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
  - ①イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。
  
- 11. その他
  - ①その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。
  - ②その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。

※上記事項7～11に1つのレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。

「内容」には、評価項目ごとに事例等を参照しながら内容の詳細を記述する。

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- ※2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、主任監督員との意見調整を行い評価する。

**評点：        点**

## 総括監督員評定

### 6. 社会性等 — I. 地域への貢献等

#### 【評価項目】

- a. 地域への貢献が優れている。
- a'. 地域への貢献がやや優れている。
- b. 地域への貢献が良好である。
- b'. 地域への貢献がやや良好である。
- c. 他の評価に該当しない。

#### 「評価対象項目」

- 1. 周辺環境への配慮（騒音、大気、臭気、振動等への対策）に積極的に取り組んだ。
- 2. 作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 3. 定期的に応報紙の発行や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- 6. その他

#### 判断基準

※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献度について、加點評価する。

※社会性等の評価に当たっては、受注者から「創意工夫・社会性等に関する実施状況」（別紙5）が提出された場合、これを適切に評価し、反映させるものとする。

※請負工事費として計上していると考えられるものは評価対象としない。

**評価：**

【措置内容】

- 1. 指名停止3ヶ月以上（－20点）
- 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満（－15点）
- 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満（－13点）
- 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満（－10点）
- 5. 文書注意（－8点）
- 6. 口頭注意（－5点）
- 7. 項目該当なし

① 本評価項目（8. 法令遵守等）で減点する事例は、「工事の契約または施工にあたり、工事関係者が下記の指名停止等の措置要件で上表の措置があった」場合に適用する。なお、上表の措置内容に該当するときは、下記の指名停止等の措置要件にチェックを入れ、所見に概要を記載し、詳細は記録として残しておくこと。

② 「工事の契約または施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

●指名停止等の措置要件【西宮市指名停止基準等】

- 1. 虚偽記載
  - ・入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2. 過失による粗雑工事等
- 3. 契約違反
  - ・承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 4. 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故
  - ・安全管理の措置が不適切であったために、重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。
- 5. 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故
  - ・安全管理の措置が不適切であったために、工事関係者（市監督員を含む）の死傷者を生じさせた事故を起こした。
- 6. 贈賄
  - ・当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 7. 独占禁止法違反行為
- 8. 競売入札妨害又は談合
- 9. 暴力団関係
  - ・受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
  - ・下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 10. 建設業法違反行為
  - ・建設業法に違反する事実が判明した。
  - 例）一括下請け、技術者の専任違反等施工体制等の不備
- 11. 不正又は不誠実な行為
  - ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
  - ・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
  - ・労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定した。
  - ・監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
  - ・下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
  - ・過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

□ 12. その他

- ・ 工事担当課以外の部署または他官庁が法令等に違反する行為により文書または口頭で警告または注意の喚起を行った。
- ・ 工事との因果関係の特定はできない事故であるが、現場管理上の瑕疵で事故に遭う可能性があり警告を行った。

所見

評点： 点

検査員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
- 2. 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適切に整備していることが確認できる。
- 3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
- 4. 使用する材料・機材の管理が適切であることが確認できる。
- 5. 立会確認の手続きを適切に行っていることが確認できる。
- 6. 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
- 7. 工事の関係書類を適切に整理していることが確認できる。
- 8. 受検体制（検査用器具、準備、人員等）が適切であった。
- 9. その他

「○」の項目数（ ） / 対象の項目数（ ） = 評価値（ 0 %）  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%～90%未満 . . . . . b  
                  評価値が80%未満 . . . . . c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理について監督員が文書による改善指示を行った。  
                  上記に該当すれば……… d
- 施工管理について監督員からの改善指示に従わなかった。  
                  上記に該当すれば……… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【土木工事】

【評価項目】

- a. 出来形が優れている。
- a'. 出来形がやや優れている。
- b. 出来形が良好である。
- b'. 出来形がやや良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 出来形管理基準に基づき、適切に管理している。
- 2. 出来形を示す図面、書類が適切にまとめられていることが確認できる。
- 3. 出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断出来る。
- 4. 出来形管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 5. 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 6. 出来形の形状、寸法の実測値が設計値に対して許容範囲であることが確認できる。
- 7. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )

判断基準	評価値が90%以上	.....	a
	評価値が80%~90%未満	.....	a'
	評価値が70%~80%未満	.....	b
	評価値が60%~70%未満	.....	b'
	評価値が60%未満	.....	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。  
上記に該当すれば..... d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。  
上記に該当すれば..... e

評価 :



**検査員評定**

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

**【総合評定】**

**【評価項目】**

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

**【計算式】**

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 %)

判断基準	評価値が90%以上	.....	a
	評価値が80%~90%未満	.....	a'
	評価値が70%~80%未満	.....	b
	評価値が60%~70%未満	.....	b'
	評価値が60%未満	.....	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

**評価：**

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【土木工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 品質管理基準に基づき、品質試験項目、規格値、試験基準等管理体系を整理し施工されている。
- 2. 不可視部分の品質に関する写真記録が適正である。
- 3. 品質管理基準がない場合、監督員と協議し管理基準等を設定して適切に管理している。
- 4. 品質が試験基準及び規格値を満足している。
- 5. 品質証明に関する書類が正確に整理されていることが確認できる。
- 6. 写真管理基準の通り、品質試験の経過、結果の写真が適切に整理されている。
- 7. 施工過程における品質が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。  
(鉄筋加工・組立、コンクリート打設・養生、アスファルトの品質等)
- 8. 対象物に有害なクラック等がない。
- 9. 施工箇所以外に損傷を与えないように工夫している。
- 10. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )

判断基準	評価値が90%以上	.....	a
	評価値が80%~90%未満	.....	a'
	評価値が70%~80%未満	.....	b
	評価値が60%~70%未満	.....	b'
	評価値が60%未満	.....	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。  
上記に該当すれば..... d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。  
上記に該当すれば..... e

評価 :

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【設備工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2. 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。
- 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 6. 機器の性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容などから設計図書を満足していることが確認できる。
- 7. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 8. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- 9. その他

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )

判断基準	評価値が90%以上	.....	a
	評価値が80%~90%未満	.....	a'
	評価値が70%~80%未満	.....	b
	評価値が60%~70%未満	.....	b'
	評価値が60%未満	.....	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による指示を行い改善された。  
上記に該当すれば..... d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。  
上記に該当すれば..... e

評価 :

**検査員評定**

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

**【総合評定】**

**【評価項目】**

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. 劣っている

**【計算式】**

判断基準	評価値が90%以上	.....	a
	評価値が80%~90%未満	.....	b
	評価値が60%~80%未満	.....	c
	評価値が60%未満	.....	d

**評価：**

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【土木工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
- 2. 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さが伺える。
- 3. 施工対象物の通りが良い。
- 4. きめ細かな施工がなされ、各部の納まりや仕上がりが良い。
- 5. 全体的な美観がよい。
- 6. クラック、隙間、がたつき等がない。
- 7. 跡片付け、清掃が行き届いている。
- 8. 総合的な機能がよい。
- 9. その他

全体的な完成度が劣っている . . . . d

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が60%~80%未満 . . . . . c  
                  評価値が60%未満 . . . . . d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【設備工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

○ × 外 「評価対象項目」

- 1. きめ細やかな施工がなされている。
- 2. 正確な施工で、各部の納まりが良い
- 3. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 4. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が確保されている。
- 5. 環境負荷低減への対策が優れている。
- 6. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 7. 跡片付け、清掃が行き届いている。
- 8. その他

全体的な完成度が劣っている . . . . d

「○」の項目数 ( ) / 対象の項目数 ( ) = 評価値 ( 0 % )  
判断基準 評価値が90%以上 . . . . . a  
                  評価値が80%~90%未満 . . . . . b  
                  評価値が60%~80%未満 . . . . . c  
                  評価値が60%未満 . . . . . d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

評価 :









